



発行・編集  
東成瀬村議会議務局  
印刷  
鶴田印刷(株)

# 48 決算など認定

## ▼十二月定例会▲

昭和四十九年第六回定例会は、十二月二十日招集され会期を同月二十三日までとし、昭和四十八年度決算など議案二十七件を可決、承認し、四日間の会期を閉じた。

この議会では、第一日目、村長所信、専決処分承認、議案、陳情審議があり、決算を特別委員会に付託し、第一日目の日程を終了、

### 専決処分報告

#### 全案承認

報告第七号 秋田県町村土地開発公社定款の一部を改正する定款  
現在公社理事は、各郡の町村会長の職にある町村長が就任することになっているが、郡の町村長会でない町村長が県の町村長会長に就任した場合、公社の理事となることが出来ないので一名を増員し県町村会長の職にある町村長を理事に加える改正である。

報告第八号 昭和四十九年度一般会計補正予算(第三号)  
地方債(地方公共団体が第三者から資金の借入れを行なうこと)によって負担する長期にわたる債務の利率が、「七・五%以内」から「八%」と改正されたための変更  
報告第九号 昭和四十九年度簡水特別会計補正予算(第三号)と一般会計補正予算(第三号)と同じく、利率改正による変更。

第二日目、決算特別委員会、第三日目は日曜日でありそれぞれ休会。  
第四日目は一般質問、決算認定など提出議案等をそれぞれ審議し全日程を終了、四日間にわたる議会を閉会した。  
(提出議案は、一月二十日発行の村広報をご参照下さい。)

### 決算特別委員会

昭和四十八年度一般会計並びに五特別会計(国保施設勘定、国保事業勘定、簡易水道、農業用機械管理、十文字学生寮)は決算特別委員会に付託され、十二月二十一日慎重調査の結果、予算施行上適確に処理されており、委員会としては全員一致で認定すべきであるとの結論を、十二月二十三日本会議に報告し、全案認定した。

決算特別委員会構成	委員長 佐々木 喜代松
副委員長	佐々木 實
委員	佐々木 勇治
委員	高橋 貞男

### 人権擁護委員推せんに

議会の同意を求める

※ 人権擁護委員推せんに当り意見を求める件  
人権擁護委員伊藤誠也氏の任期三年が満了となりましたので、人権擁護委員会法第六条の規定により議会の意見を求める。

推せんする者  
東成瀬村岩井川字村中十番地  
伊藤 誠也

議会の意見  
適任者として同意する。

### 国会議員に陳情(11月11日)

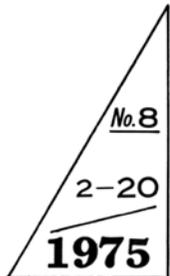
本村議会は、十一月十一日、衆議院議員、根本龍太郎、笹山茂太郎、川俣健二郎、村岡兼造、参議院議員、山崎五郎、沢田政治各代議士の議員会館に訪問し、除雪費に対する財政援助等を陳情した。

- ① 一関、横手線国道昇格並びに整備促進について。
  - ② 水沢、十文字線国道昇格並びに整備促進について。
  - ③ 町村の除雪費に対する財政援助について。
  - ④ 国民健康保険事業に対する国庫支出金の増額について。
  - ⑤ 奥羽線南線の復線電化促進について。
- 以上五項について、所属政党を通じて政に反映されるよう陳情した。

### 議会活動

(十月一日～十二月三十一日)

- 10/7 雄平二郡議員研修会が十文字町で開催され十四名出席
- 10/8/9 全県議長研修が山本町で開催され議長出席
- 10/9 村豪雪克雪管理センター竣工式、栗駒有料道路開通式
- 10/15/16 県南四郡議長連絡協議会が仙北町で開催、議長出席
- 10/25 全員協議会、(統合中学について協議)
- 11/1/3 村産業祭
- 11/5/12 県外研修(九州)及び国会陳情
- 11/20 学社合同研究会
- 11/21 精神薄弱児施設「やまば」と学園」竣工式
- 11/23 全員協議会 (統合中学について協議)
- 11/25/29 町村議会議長全国大会(東京都)議長出席
- 11/30 村産業祭反省会
- 12/2/3 水沢線国道昇格期成同盟会総会が水沢市で開催され議長、建設常任委員長出席
- 12/19 議会運営委員会
- 12/20 第六回定例会(一日目)
- 12/21 決算特別委員会審議
- 12/23 第六回定例会(二日目)



# 統合中学を協議

## 全員協議会

十月五日

前の協議会に於て九月・十月月上旬には議案提出し、五十年度着工に踏み切りたい旨を表明し、議案提出前に協議会を開催し、慎重を期する。との申しあわせにより、この会が招集され、次のような意見が出された。

※ 榑台地区三部落で統中について会合を開いたがその結果、岩井川と榑台間が村の中心地でありその辺に建設するなら統合賛成、そうでなければ統合はいらぬ。岩井川地区でも上林建設反対が多い。村長の施政が悪い等の意見が出され、結論は上林地区建設反対と決った。

※ 部落の集会では、発言者が二・三名でその声にあつとうされる集会が多いのではない。集会に参加したものの全部が反対とは考えられない。

※ 上林地区建設反対の理由として、(一)、総合グラウンドと統合中学とか結びついた。(二)、当初三町五反あれば良いと言った統中用地が現在では七町歩を必要と言っている。(三)、出かせぎ家庭をおびやかす統合はだめ。(四)、中央でなければならぬ。などであり、将来を考へての反対と感情による反対がある。

※ 統中が話題となつてから、執行部は、場所を上林ときめて協議している。これでは進展はないし納得がゆかない。

※ 統中を上林とするなら、通学的安全性を考え、代行路線を先決してほしい。

※ 今までの経過をふり返ると問題は出つくした、現段階では議員として決定し、村民の批判を受けてゆくべき時にきていると考える。

※ 種々の意見があらましたが、この意見を総括し、統合中学を可とする結論は得られないが、執行部においては十月議案提出の意向があり、議会も提出されるものと考えなければならぬ。その時は自分で地域住民と話し合いをし、説得は至難かもしれないが、自分の意志を出るだけ納得してもらえりような状態にして議会に望むべき、との結論に達した。

十月二十六日

統中早期実現についての陳情が十月十八日村PTA連絡協議会より、又、十月二十四日には村教育委員会より、早期実現を望む具申書が提出された。これら早期実現を望む陳情、具申に対処すべく協議を必要として招集された。又、十月十日岩井川上りの議員が会合し、その結果を

(一)、住民の反対をおして統中議決することは時期早々であり時間をかける必要がある。

(二)、提出は執行部の一存である。との報告を十月十二日に受け、これらを議題として、協議会が開かれた。

※ 連Pからの陳情には場所指定がなく、教委の具申書には場所が上林と指定あるので、連P、教委同一の考えではないと解する。

※ 上林地区に統合は時期としてやむを得ないし、決するべきと解する。当局(理事者)は反対者に教育効果、教育資材の有利さを説明し統合に踏切ることが本筋であると考え。勇断をもって議会は村当局と一体となりこの解決に努めるべきだ、本年着工できないとそれだけ規模が小さくなる。早く提案し決定してほしい。等の意見が出され、これに対し村は、

※ 十一月十五日頃に最終結論を出してもらいたいと予定している地域で納得しないのは議員の態度がはつきりしないかと思われ議員各位の気持ちに辛直に表明すべきである。とのべた。

(結論)  
議案提出された場合は審議し採決しなければならぬ。しかし、住民には財政的裏付け、中央と片端との経費の違い等をPRし、上林地区建設反対の住民の反対理由をキャッチし、対処すべきが解決策住民の納得を得られる説得を強化すべきである。

十二月二十三日

十月二十六日の協議会において十一月十五日頃議会開催し議案提出の予定であると表明されたが、その後新聞、テレビ等で報道され又、今朝上林地区建設反対期成同盟会より五百余名の署名陳情が出された。これを議題として協議すべく招集されたものである。

※ 陳情書にあるとおり、建設地区を白紙に戻した場合、元に戻るのではない。

※ 村は陳情要旨をくみ、掘り下げて検討するか、又は議案提出するかをはつきりさせるべき。

※ 近いところには他にどが良いかなど適地の問題について協議すべきである。

※ 早期統合は望ましいが、反対者等の意見を考慮し今回の提案は控えるべきか妥当と考える。等の意見が出され、村長は、

統中は教育効果をたてまえに計画しているが、現在、中学校分校舎は小学校々舎への間借り、併せて本校舎が老朽化し、危険であるこれが早期実現を目指す要点である。遅くなればそれだけ学級減による規模縮小は必至です。

大多数の賛成が得られそうなたは近日中に提案するつもりですが、今日の協議の内容から、早期に議案提出することは至難と考えた。かわいそうなのは子供達ですが時間をかけて再検討すべく結論に達した。と語る。

## 選挙管理委員 決

任期満了による、村選挙管理委員会委員は地方自治法第一八二条により、指名推せんの結果、次のとおり決定した。

- 選挙管理委員会委員
- 小島 貞 佐々木為吉
- 佐々木省三 高橋 檜雄
- 同補充員
- 佐藤 米吉 佐々木倉吉
- 谷藤 幸雄 高橋新太郎

関係法令  
地方自治法(抜すい)

(選挙管理委員及び補充員の選挙)  
第百八十二条 選挙管理委員は、選挙権を有する者で、人格が高潔で政治及び選挙に関し公正な識見を有するものの中から、普通地方公共団体の議会においてこれを選挙する。

② 議会は、前項の規定による選挙を行う場合においては、同時に、同項に規定する者のうちから委員と同数の補充員を選挙しなければならない。

(以下省略)  
(判例)

○ 選挙管理委員および同補充員の指名推せんによる選任の適否(最高裁、昭三五、二、九 判決)

選挙管理委員及び同補充員の指名推せんの方法により選任することは違法ではない。

一般質問は十二月二十三日日本会  
議で五名の議員が行ないました。  
概要を問答式にして、次にご紹介  
します。

統合中学促進について

間 年度当初、昭和五十年度着工  
を目標し、十月には議案提出した  
いとの意向を理事者は表明したが  
諸般の事情は理解されるが未だ提  
出されない。これは

村長の統合中学にと  
り組む基本施政に根  
本的問題があるので  
はないか。又、今回  
提出された統合校舎

上林建設反対期成同  
盟会からの陳情は、  
岩井川上り全部落に  
渡る署名陳情ですが  
これを受けとめ  
ているかを伺いたい

答 統合中学の必要  
性については数回、  
議会でも協議されて  
おります。度重なる  
協議は、時期をのが  
さないための念願が  
含まれている奥地の  
現状をふまえてとの

一 般 質 問

質問ですが、陳情は、PTA関係  
教育現場から、場所指定はないが  
早期実現の要望がある。これらの  
陳情にどう答えたら良いかを協議  
した結果、十一月二十三日の協議  
会での結論となった。五十年年度着  
工を計画すると、日程が大巾に遅  
れている関係で心配な面もあるが、  
一月七日に大柳小学校の竣工式に

県教育庁の職員も出席される予定  
になってるので、村の実態をみ  
て頂き、考えや指導を受けて、再  
度協議の上意向をきめたい。  
公民館使用料の取り扱いについ

公民館運営規則には使用料の

徴収規定を明示しながら、会計処  
理上疑義の点があり、一考を要す  
るものと思われる。現状にそつた  
規則改正等の処理が必要でないか  
答 運営規則には使用料は特別会  
計とし、公民館長は会計係を置き  
公民館維持のため、村長の承認に  
より使用する。その会計について  
は毎月村長に報告すること。とな  
っております。現在の実情は、本  
館、分館毎に預金通帳を作り村長  
の承認を得る必要に応じ使用して  
いますが、毎月の報告はなされてお  
りません。この点について六月二  
十九日の分館長会議において、そ  
の手続きをどのようにするか、具  
体案を次会までの課題としており  
ます。

老人憩の家建設について

間 老人憩の家は必要ないとと言  
われないが、細長い村ですので、建  
設しても、全村の老人が等しく利  
用できるか心配である。その一段  
階として各部落の会館又は集会所  
に老人の部屋を特設し気軽に利用  
できる施設を作りたいと考えてい  
る。

答 老人憩の家は必要ないとと言  
われないが、細長い村ですので、建  
設しても、全村の老人が等しく利  
用できるか心配である。その一段  
階として各部落の会館又は集会所  
に老人の部屋を特設し気軽に利用  
できる施設を作りたいと考えてい  
る。

危険崩壊地域の指導は

間 岩井川域地下地に急傾斜地崩  
壊危険区域の標示があるが、県に  
おいて地域指定したものと考えら  
れるが、これに対する村の指導は  
どのようにしているか。  
答 危険区域の該当区域は城下の  
みでなく村内に数ヶ所ある。これ  
は建設省の担当であるが調査には  
村としても同行している。指導と  
しては集中豪雨等のとき注意をう

大沢川護岸工事について

間 大沢川護岸工事の着工及び竣  
工期限について、及び発注業者の  
選定について伺いたい。  
答 村工事発注後、未着工のもの  
は六ヶ所あります。しかし、種々  
の事業から延期願が提出されてお  
ります。着工しないで不便をかけ  
ていることは痛感するが村として  
も期ある毎に督促をしているのが  
現状です。又、大沢川護岸工事は  
十月三十日竣工期となっているが  
未着であり五十年三月二十五日ま

入道分校は常設か、季節開校か

間 岩井川小学校入道分校は昨年  
まで常設であったが、本年、夏季  
は岩井川小学校、いわゆる本校に  
通学し、冬期のみ開校と聞してい  
るが、今後、冬期のみ開校とする  
のか伺いたい。  
答 学校側で生徒数の関係で学力  
差があり、この解消のため、父兄  
と相談の上、夏期のみ本校に通学  
させたものである。この結果、効  
果があったと関係者から聞してい  
る。今後のことはその時点でも考  
えている。又、分校廃止について  
は考えておりません。

砂利採取による心配

間 合居川から砂利採取をしてい  
るが、河川敷が下って灌漑用水路  
への引水不可能となるのが考え  
られる。これに對しどのような配  
意をしているか。  
答 川石の採取の許可、不許可は  
雄勝土木の担当です。地元町村と  
しての努めとして現地を視察し、  
引水不可能な状態の場合は業者で  
責任をもつよう、話し合いがつい  
ております。

県代行路線について

間 県代行路線は現在平良より滝  
の沢間を計画しているが、滝の沢  
地内では、用地問題で難行してい  
るが、これを路線変更し、平  
良、岩井川間に着手できないか。  
答 ご質問通り滝ノ沢地区は、用  
地の件で難行し、今だ着工の見通  
はついていない。路線変更をとい  
うことですが、平良―岩井川間は  
過疎債、平良―岩井川間は豪雪債  
による計画で事業主体が別です。  
これを要するため路線変更は考えら  
れない。しかし、未着工のままでは  
過ぎない。関係者を説得し、  
より良い方向付をしたい。

岩井沢林道について

間 陳情に答え着工となった岩井  
沢林道の現状と次年度における計  
画を伺いたい。  
答 現在、八寺農道延長として通  
称八寺沢までは土地承諾を得て工  
事を進めているが、その延長は、  
襲泉寺所有林の承諾を得るのに難  
行しており、今後どうするかは決  
定しておりません。

危険崩壊地域の指導は

間 岩井川域地下地に急傾斜地崩  
壊危険区域の標示があるが、県に  
おいて地域指定したものと考えら  
れるが、これに対する村の指導は  
どのようにしているか。  
答 危険区域の該当区域は城下の  
みでなく村内に数ヶ所ある。これ  
は建設省の担当であるが調査には  
村としても同行している。指導と  
しては集中豪雨等のとき注意をう

大沢川護岸工事について

間 大沢川護岸工事の着工及び竣  
工期限について、及び発注業者の  
選定について伺いたい。  
答 村工事発注後、未着工のもの  
は六ヶ所あります。しかし、種々  
の事業から延期願が提出されてお  
ります。着工しないで不便をかけ  
ていることは痛感するが村として  
も期ある毎に督促をしているのが  
現状です。又、大沢川護岸工事は  
十月三十日竣工期となっているが  
未着であり五十年三月二十五日ま

入道分校は常設か、季節開校か

間 岩井川小学校入道分校は昨年  
まで常設であったが、本年、夏季  
は岩井川小学校、いわゆる本校に  
通学し、冬期のみ開校と聞してい  
るが、今後、冬期のみ開校とする  
のか伺いたい。  
答 学校側で生徒数の関係で学力  
差があり、この解消のため、父兄  
と相談の上、夏期のみ本校に通学  
させたものである。この結果、効  
果があったと関係者から聞してい  
る。今後のことはその時点でも考  
えている。又、分校廃止について  
は考えておりません。

砂利採取による心配

間 合居川から砂利採取をしてい  
るが、河川敷が下って灌漑用水路  
への引水不可能となるのが考え  
られる。これに對しどのような配  
意をしているか。  
答 川石の採取の許可、不許可は  
雄勝土木の担当です。地元町村と  
しての努めとして現地を視察し、  
引水不可能な状態の場合は業者で  
責任をもつよう、話し合いがつい  
ております。



村長所信

事故皆無、統中実現を念じ

昭和四十九年度の初日(四月一日)に雪崩事故が発生、以来各種事故が続出し心を痛めておりました。が、八月以降、事故らしきものもなく、このまま昭和五〇年を迎えたいと念じております。

加入者は四百十六名です。十一月以降、盲腸手術をしたと一名の報告を受けていますが、事故にまつたの報告は受けておりません。事故のない出かせぎであってほしいと念じております。

九月定例会後の状況の概要を申し上げますと、待望の豪雪克雪管理センター完成に引き続き、除雪機械の購入、作業員の増加等冬期交通確保に全力をそそいでいる。

十文字字生寮も定員四十名に現在三十八名です。これは開寮以来の入寮率を上げております。福祉関係につきましては、老人ヘルパーを増員し、現在二名となっている。これに身障ヘルパー一名、保健婦二名で一般並びに老人の健康管理の一応の人員は整ったしかし、この運用についていかにするか今後の課題である。

田子内簡易水道は本管工事を完了し、年内給水希望家庭に対しては工事が終り、来春希望分のみとなりました。加入戸数は二百二戸加入率は九十二%です。

村事業以外では、広域圏三大事業の国民体育館、身障児施設、し尿処理場とも運営を開始している。国、県関係の有料道路、仁郷橋は十月一日開通したが、突貫工事に入りました五里台、谷地橋間の工事は予期しない土砂くずれ等で大中に遅れておりますが、十二月中に一車線だけは確保したいと県土木では言っております。

宮田地区ほ場整備は九十%の出来高で春農には支障なく完了できる見通しです。

水沢線、大森山トンネルは、全長五八〇米、約四〇〇米を掘り進んでいると聞く、村の大動脈の県道が全面的に国道昇格の内定は四十九年の一大朗報と言えるが、県代行路線、肴沢前山林道等土地関係で一応見送らざるを得なくな

つた事は遺憾の極です。豪雪災害復旧工事は査定が遅れこれが設計入札等に影響し、今月半ばにして契約が済んだが、春農に支障ないよう業者を督促したと考えております。

今回提出案件は、審議の課程で説明するが、物価高騰の悪条件の基に一般会計、特別会計共々、昭和四十八年度黒字決算となったことは幸であったと思つております。

診療所施設関係では久しく未払い零となり、黒字と医薬品持越と合せて実質的に六百万円の繰越となったこと喜ばしく感じております。

統合中学についてですが、度重なる協議の結果、最終的にはもう少し時間をかけてと相互理解をしておりますが、未来を担う青少年の教育は一日の停滞も許されないと信じている。学力の進展には統合は欠くべからざる条件であります。次々に新築される小学校も併設によってその効果も減債される実情及び本校の危険度を考えますと益々その感を深くします。議員各位のご協力をお願いいたします。



陳情と経過

※ 中学校統合校舎早期実現方について  
陳情者 東成瀬村PTA連絡協議会長 佐々木 専吉

統合中学実現については、議会はもとより村執行部においてもその推進、早期実現を目指し推進中であり、採択と決定した。

※ 旧診療所跡地を部落集会所用地として貸与願いたい。  
陳情者 肴沢部落長 佐々木 俊雄

現肴沢部落集会所は建築以来三十年を経過し震災にあり破損甚しく改築にせまられている状況と、時代に即応した集会所造案懸案中のことを考慮し、採択と決定。

※ 中学校統合校舎上林建設反対陳情者 統合中学上林建設反対期成同盟会長 谷 藤 宗 夫 外五一〇名

統中問題は、村にとつて重要な必要性に直面している。数回の協議にも位置の一致がみられず進展をみないでいるのが実情、本陳情には上林建設反対を要旨として、匿名者数はもとより、岩井川奥地全部落より出された陳情であり、慎重なる審議を必要として継続審議と決定。三月定例会を期

限として結論を得ると申し合せた。  
※ 秋田経済大学付属高校たぐ建築に公費助成を  
陳情者 秋田経済大学付属高等学校 校長 和田 勝太郎

PTA会長 神田 金造  
全県の問題であり、他町村の意向も参考を要するため、採択として執行部に善処方を要望した。

※ 手倉地区県道添いに側溝を陳情者 手倉地域代表 佐々木 勇治

手倉地区県道添いにU字溝を新設方の要望、執行部において県と協議の上善処するとの回答があり、採択と決定。

\*おわび

昭和四十九年十一月一日発行、「議会だより」で、一般質問のうち次の事項について誤りがありましたのでここに訂正しお詫び申し上げます。

「県道代行路線」を「県代行路線」に。「代行路線はあくまでも県道の代行をする村道であり、県が費用をもつもの。」を「代行路線は県道ではなくあくまでも村道であり、県が費用をもつもの。」に。「この関係のうち、難所はコロゲ坂であり、これは棧橋……」を「この関係のうち、難所は土ヨロですがこれを棧橋……」に訂正願います。(事務局)